乗合バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和4年4月)

4月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	累積点数
1	有限会社中央ハイヤー（法人番号１４５０００２００９３９８） 代表者吉本信一郎	北海道富良野市西扇山１	本社営業所	北海道富良野市西扇山１	R4.04.26	輸送施設の使用停止（２０日車）及び文書警告	道路運送法施行規則第１５条第１項　他６件	令和３年１１月１７日、旅客事業者運送事業等報告規則第２条第１項に規定する事業報告書及び輸送実績報告書未提出を端緒として監査を実施。７件の違反が認められた。（１）事業計画変更事前届出義務違反［運行系統又は運送の区間］（道路運送法施行規則第１５条第１項）、（２）乗務員台帳の記載事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第３７条第１項）、（３）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第３８条第２項）、（４）事業用自動車内の自動車登録番号掲示義務違反（運輸規則第４２条第１項）、（５）運行管理規程の制定義務違反（運輸規則第４８条の２第１項）、（６）報告義務違反（道路運送法（以下「法」）第９４条第１項）、（７）自動車に関する表示義務違反（法第９５条）	２	２
	以下余白									